

## 第 14 回霧ヶ峰自然環境保全協議会議事録

- 1 日 時 平成 23 年 2 月 24 日（木）午後 1 時 30 分～4 時 00 分
- 2 場 所 諏訪合同庁舎 5F 講堂
- 3 出席者 30 団体
- 4 会議内容

### 【土田座長】

本日は、大変お忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。本年度第 3 回目になる第 14 回霧ヶ峰みらい協議会の開催になりますが、当面の様々な問題につきまして、皆様のご協力を得ながら一步一步着実に解決していくことが必要ですので、どうぞ本日も忌憚のないご議論をお願い致します。

それでは、協議事項に入ります。まず、協議事項の 1 平成 23 年度 八島ヶ原湿原への防鹿柵設置について、事務局より説明をお願い致します。

### 【長田課長】

資料 1 「平成 23 年度八島ヶ原湿原への防鹿柵設置について（案）」により説明

### 【土田座長】

ありがとうございます。ただ今のご説明に対し、まずご質問をお受けしまして、その後でご意見を伺います。何かご質問ございますでしょうか。

### 【長田課長】

資料に記載してありませんが、補足説明をさせていただきたいと思います。前回の協議会におきまして、湿原内の生態系を崩すことがないように、キツネなどの小動物が柵をくぐり抜けることができるようにしなければならない。それが可能かどうか心配する意見がございました。専門家に確認を致しましたら、「10cm 以上のメッシュであればくぐり抜けが可能」ということでした。私どもの設置している柵は、メッシュの大きさが均等にはなっておりません。一番下段のメッシュは 10cm 以上ございますけれども、（下から）2 段目と 3 段目のメッシュは 9cm 程度、（下から）4 段目から上は、10cm 以上です。上の段ほど広がっていくと柵になっております。そういう事でありますので、積雪が少ない時期は、問題がありませんが、積雪がかなり多い季節におきましては、キツネなどの小動物のくぐり抜けに支障が出る可能性が若干あるかと思えます。（下から）2 段目と 3 段目の狭いメッシュにつきましては、部分的に縦のワイヤーを何箇所が切断するという事も一つの方法として考えられるかと思えます。専門家のご意見をお聞きしながら、更に対策を具体的に考

えて参りたいと思っております。

**【土田座長】**

はい。ありがとうございました。まず、ご質問ございましたら、お願い致します。今年度6月中、下旬に前回と同じような形で、(防鹿柵設置が)行われる予定でございます。前回から1年経ちませんが、いろいろ問題もあったようですけれども、それらを参考にしながら、適正な方法で、また設置するという事になっております。それから効果を確認するとか検証するとかの調査も、小動物への対応も何らかの対策をとるといような計画でございます。何かご質問ございますでしょうか。ご意見でも結構です。

非常に大変な作業でございましたけど、今度は道路といいますか、車道といいますか、離れている場所でもありますし、より多くの労力を必要とする場所で、大変ご苦労なお仕事になると思います。

**【環境会議・諏訪 飯田氏】**

(防鹿柵を設置した場所は)今、ちょうど雪で埋まり一番深い状況です。雪がどの位の厚さで、そこから上、何m位柵が出ているか教えて下さい。

**【長田課長】**

現在の状況は、35cm～1m程度の積雪がございます。2mの柵でございますので、1m～1m50cm以上が雪の上に出ているという形になります。

**【環境会議・諏訪 飯田氏】**

それをシカが飛び越えることは可能ですか、どうですか。

**【長田課長】**

柵の近辺では足跡を確認していません。柵を張っていない方に何らかの動物の足跡があったという報告は受けています。柵を張ってある所、要するに湿原の北側と東側については、シカの足跡は全く無いという状況です。

**【環境会議・諏訪 飯田氏】**

飛び越えることは、ないということですね。

**【長田課長】**

(シカが)来ていないということですね。

**【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】**

今の話ですけれども、八島湿原をスノーシューでパトロールしています。先週の土曜日にパトロールをした時点では、ネットの森林側は、湿原の反対側ですね、長和町の方からシカが侵入してネットを飛び越えて入ったという足跡は一つもありませんでした。また、小動物についてもネットをくぐり抜けて入ってきたというような足跡は全く見られませんでした。キツネとタヌキそれからヤト（野兎）の足跡はありましたけれど。これは現在ネットを張ってない方のビーナスラインの方の側から、みんな侵入してきている足跡で、（ネットを飛び越えて侵入する）そういうものは確認されませんでした。おそらく、かなり雪がしまってくれば、（防鹿柵を）飛び越えることはできるかもしれないですけど。現在の霧ヶ峰のような状態では、雪のある時には（雪の）中へ沈んでしまい、踏ん張れないので飛び越えられないと思います。前回、廻ってみた感想としては、そういう状態です。

**【土田座長】**

はい。ありがとうございます。せっかくですから岸元さんの方で、冬期の霧ヶ峰のシカの行動について何か、わかっている事がございましたらお願いしたいと思います。

**【環境保全研究所 岸元研究員】**

冬期に関しては研究所の方では、ちょっと調べてないんで。特には、今情報はもっていません。

**【土田座長】**

はい。ありがとうございます。ネットが雪の圧で倒れたり壊れたりするような可能性もあるかもしれません。雪が溶けてから修理しないとイケない可能性も出てくると思います。

**【霧ヶ峰ガイド組合 手塚氏】**

ちょっとよろしいですか。今、湿原への侵入の主犯はシカになってますが、今、スノーシューが非常に盛んになりました。いわゆる西洋かんじきと言ってますけれども、そのスノーシューが非常に山の雑誌とかなんかでは、メディアでも奨励し、霧ヶ峰も段々と、そういうスノーシュー履いて雪山を楽しむ人が増えております。ですから、シカに対する対策と、それ以上にスノーシューの方へのアドバイスとございますか、忠告とございますか、そういう面も今後は必要じゃないかと思っております。

現地に毎日行って見てシカよりも人間（の侵入）という感じが多々あります。そのへん、もう少し、皆様ご検討いただければ、ありがたいと思います。

**【土田座長】**

湿原の中に入ることは、一応禁止されていますが、そういう目撃はないんですかね。やはり車山湿原に入っていますか？

**【霧ヶ峰ガイド組合 手塚氏】**

監視してるわけではありませんが、山の立地条件が非常によく、展望がきくところから、外から見れば湿原の足跡が全部見えるわけです。入る人が目撃されれば注意をしております。今のところ、車山湿原においては、ほとんどというか全く、人が入った形跡はありません。大分あそこに立て看板も出ましたし、来る方が、そういう認識を深めて行動をされているように、善意に解釈しております。今のところは大した問題は出ておりません。

**【長田課長】**

今、手塚さんから、「(湿原への侵入が) そんなには」というお話がありましたが、実は昨日も車山湿原にスキーで入った人を、私どもの職員が…。

**【霧ヶ峰ガイド組合 手塚氏】**

そうですか、たまにあるようで。私が見た限りでは、途中で私に注意されて(湿原から)出た足跡は今、残っています。完全に横断した足跡とか、スキーの跡は、私は少なくとも見てませんが、途中で引き返したのは2、3人ございますね。

**【長田課長】**

過去においては、スノーシューなどで入った跡があるという通報を受けております。それで、自然保護センターで竹竿を立てて湿原の位置をお知らせしたり、「ここから先は湿原になるので入らないで下さい」というような注意書きを設けたりしているんですが。マナーの問題もあります。冬山を楽しんでいただくということは、非常にいいことだと思っていますけれども、観光事業者とか、観光関係団体の方の協力を得ながら、モラルの呼びかけというものをやっていく必要があるので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

**【土田座長】**

他にございませんか。

**【霧ヶ峰インタープリテーションKiNOA 山川代表】**

KiNOAの山川です。よろしく申し上げます。2-3週間前スノーシューで湿原の周りを廻ったんですけれども、防鹿柵の人間の出入り口の扉、これは冬は一周開けておいていただけるのでしょうか。それとも閉めきりにするのでしょうか。冬は半分雪に埋まって扉が開かなくなったりするので、外から出入りができなくなる可能性があります。その辺の対策を、ご考慮願いたいと思います。よろしく申し上げます。

**【事務局 笠原】**

今まで設置した柵で、登山道との交差になっている所は、ちゃんとした簡易ゲートを設けています。そこは上下二段になってますので方が一、下が動かなくても上の方が開くようになっています。ただ、所々に作りました補修用の出入口は、そこまで考えてませんので場合によっては開かなくなってしまうということもあります。今は、基本的には、シカがぶつかったりした事もありまして、全部ではありませんが、開けっ放してあり、そこがたまに閉じていたりということもあります。柵の完成後、冬はどうするかということについては、今後考えさせていただきたいと思います。

**【土田座長】**

冬期の通行に関しての件につきましては、もう一度検討させていただきます。他にございませんか。

**【信州大学 大窪准教授】**

教えていただきたいんですが、今年度鹿柵を設置する場所は、新たに湿原内を横断する形になる箇所があります。湿原の地盤は非常に不安定だと思いますが、まず、柵を設置する事によって、湿原の泥炭層、水ゴケ層などを傷めることがないのかという事と、あとは設置の仕方ですね、緩いところに設置をする何か方策がとられるようでしたら教えていただきたいと思います。

**【長田課長】**

湿原内の設置は杭を打ち込むことが簡単ではないと考えております。ただ、そうかといって杭の基礎になるようなものを埋め込むとか、そういった事は一切考えておりませんので、他の場所と同様に杭を打ち込むだけというのが基本的な考え方でございます。具体的にどうするかということは、詰め切っておりませんので、泥炭層へのいろいろなダメージのおそれ等につきましては、専門家の皆さんのご意見もお聞きしながら、やり方を考えていきたいと思っています。

**【信州大学 大窪准教授】**

よろしくお願ひします。あと、作業についても、この部分は特に注意をして作業をしていただきたいと思っています。

**【土田座長】**

その点お願ひ致します。他にご意見、ご質問ありますか。では、大筋ではこの案につきまして、ご意見をいただきましたので、このような形でさせていただく事に致しますので、よろしくお願ひ致します。

昨年8月に行いました設置作業につきましては、大勢の皆様のご協力をいただいて完了することができましたが、本日提案いたしました設置作業につきましても、同じように皆様のご協力がなければ完成させることができません。具体的な日程が決まりましたら早めにお知らせしますので、是非、皆様のご参加をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、協議事項の2 平成23年度 霧ヶ峰における電気柵等の設置について、事務局より説明をお願いします。

**【長田課長】**

協議事項2 平成23年度 霧ヶ峰における電気柵等の設置について（案）により説明

ただ今、ご説明しましたように4箇所を設置計画がありますが、H22年度と同じ位置に設置を致します（1）富士見台西側以外につきましては、いずれも詳しい設置位置について4月以降に関係者の皆様と協議する予定としております。2の設置時期につきましては、5月下旬～6月上旬となる見込みでございます。設置作業については地元関係者、関係行政機関において行いたいと考えています。これも多くの人手を要する作業ですので、協議会構成団体にも協力いただければ有難いと思っております。またご依頼をさせていただく予定でございます。

なお、記載はありませんが、電気柵等の設置についての県の支援の考え方をご説明します。整備する際には、当然予算の制約はありますが、資材の提供ですとか、「元気づくり支援金」という形でなるべく支援をして参りたいと考えております。また、設置作業につきましても、県の職員から技術提供をさせていただいたり、設置作業参加という形で支援をして参りたいと考えております。ただ、設置後の維持管理につきましては、一部、自然保護センターの職員が見回り等を行う箇所もありますが、原則的には受益者の皆様などが行っていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

最後に4の「新年度予算案との関係」というところですが、今、申し上げました設置計画の内、新規設置のものにつきましては、県、それから茅野市の議会におきまして、現在予算案が審議中です。それが認められる事が前提ですので、確定したものではないということをお断りさせていただきます。

**【土田座長】**

ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

**【下桑原牧野農業協同組合 宮坂組合長】**

二番目の設置時期ですけど、5月下旬から6月上旬というふうになっております。草木が出始めた頃、シカによる害が出始めるといふ事も考慮して、計画としましてはインターチェンジ前の園地周辺につきましては、計画を早めて実施することも計画しておりますので、そのことも踏まえて、よろしくまたご協力いただきたいと思います。

【土田座長】

ありがとうございます。

【小和田牧野農業協同組合 藤森組合長】

今のご説明で、囲うことにより効果が出るということは、今までの学習を通してその通りだと思っておりますので、是非その方向で群生しているところを中心に進めていただけたらと思います。

そうすると①の緑の区間、H22年に（電気柵を）張ってあったところ。これはH23年度は、この場所は（電気柵設置を）取りやめるんですね。これ張るわけですか？

【長田課長】

ご説明いたします。これは張ります。なぜかといいますと、富士見台の上の方といいますか、車山肩と書いてある右下の部分なんですけど、こちらはかなりニッコウキスゲの群生地になっておりまして、関係者の方から、「囲う形ではないんだけど、この①の直線に張ってある部分があるために、大分シカの侵入が防いでいる」という、効果に関して一定の評価をいただいているものですから。これは引き続き張っていきたいと思います。

【小和田牧野農業協同組合 藤森組合長】

はい、わかりました。車山肩及びインターチェンジ付近の④の辺は、囲んでいただくことが最良の策だと思います。それとニッコウキスゲの群生のみではなくて、やはり霧ヶ峰を象徴するヤナギランの花も、（霧ヶ峰強清水自治会長の）朝倉さんお出ですけど、霧ヶ峰の強清水のスキー場、マレットゴルフ場との境目の遊歩道、あの近辺一帯はヤナギランの群生地ですが、シカの群れで相当食べられて、ヤナギランの群生が壊滅に近い状態であります。もし、予算的に余裕があれば、ヤナギランの群生地も是非囲っていただいて、あの辺をヤナギランの群生地として守っていただけたらと、そんな事も要望いたします。

【長田課長】

H23年度につきましては、今説明した設置計画で、多分予算的には、いっぱいだと思います。今後の課題として受け止めさせていただきます。先程、県の支援の基本的考え方を申し上げましたけれども、諏訪市さんとか、関係の皆さんといろいろ相談をさせていただきますと思っています。

【土田座長】

他にご質問ございますか。では、ご意見でも結構ですので、お願いいたします。

それでは、設置した場合の効果につきまして何か、検証体制は考えていらっしゃいます？本格的なものでないにしても、目視ということでも結構なんですけれども。

【長田課長】

効果があるかどうか、ちゃんと見ていかなければならないということは大事なことです。私ども自然保護センターの職員もおりますし、また、環境保全研究所の研究者もおりますので、できる範囲で確認をしてみたいというふうに思います。

【土田座長】

その点、お願いいたします。何かご意見ございますか。また、いろいろな情報がございましたら、事務局の方へ、是非その都度ご連絡いただければと思います。

では、特にこれをどうこうというご意見もございませんので、この方針で来年度はさせていただきますと思いますので、よろしいでしょうか。

はい、ではそういう事をお願いいたします。

まだ予算的に不明確な部分があり、また具体的な設置位置等は今後関係者で詰めることとなりますが、効果的に防護ができるように関係者の皆様のご努力と、ご協力をお願いしたいと思います。

では次の協議事項3 霧ヶ峰におけるニホンジカの捕獲について、いくつかの資料がありますが、まず地方事務所林務課様より、ご説明をお願い致します。

【地方事務所 林務課 前島課長】

資料3-1 平成22年度ニホンジカ捕獲（速報値）及び資料3-2 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）素案の概要により説明

【土田座長】

ありがとうございました。せっかくですから何かご質問ありましたら、お願いします。

【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】

林務課の方でお見えになっているので質問と、それから、この協議会で要望を出してあることについての回答が今までありませんので、そのへんの所を合わせてお聞きしたいと思います。

まず第一は、この冬期間の積雪がある頃は、大体、霧ヶ峰は（標高が）1600～1900m位で

すけど、今、大体、ニホンジカは、森林帯の 1100m 位の所へほとんど移動して下がってきている。今、高い所では、もやってみえないんですけども。

以前から広域捕獲ということを考えてもらいたいとお願いしていました。特に霧ヶ峰と隣接する和田の方、長和町ですね。あちらの方と広域捕獲をしてもらおうと、霧ヶ峰に出没するシカについては、かなり効果が出てくるんじゃないかと。この広域捕獲について要望していたんですけども、それがどういう方向に進んでいるかという回答が今までありませんので、その回答をまずもらいたいと思います。

それから、富士見あたり、八ヶ岳山麓の宮川、北山。あちらの方は一部、埼玉、群馬との県境を越えての広域捕獲を今年あたりは計画しております。山梨の県境の広域捕獲は、実施されていますが、同じ県内で、長和町との広域捕獲が不可能ということはない、もっと早くスムーズに解決できて、広域捕獲をなさるべきだと、こういうふうに私は思っています。すると、かなり向こうの方から侵入するシカの頭数を減らすことができると思いません。これは、かねてから要望しております。

#### 【土田座長】

ありがとうございました。

#### 【林務課 前島課長】

ただ今、広域捕獲に関して、ご質問、ご要望、従来の要望がどうだという事をいただきました。広域捕獲は、県も音頭をとりまして、各市町村が猟友会と相談をした上で、じゃあ、今年はどこでどうやるということをやっております。やはり、予算の関係もあります、従事する方の関係もございまして、確かになかなか山の上の方では、従来手薄であったということはあったかと思えます。私ども（山の）上の方を、どうやってこれからするかという事を検討しております。23年度について、どう取り組むかということ、これから説明させていただきます。

富士見、それから外の方で県境を越えての広域捕獲ということでございました。今年度、この表には書いてございませんが、先般も富士見と山梨県北杜市との境界を越えて広域で活動できないかということで、山梨県とも相談いたしまして、できれば3月中旬に、そのような取り組みをしたいと考えております。

また、長和町の話がございました。実際に広域捕獲といっても銃を使うような場合には、やはり冬期が主になります。猟期の後、ちょうど2月の15日から、まさに今頃から3月にかけてがシーズンなんですけど、（山の）上の方では、なかなか活動ができない。そうすると長和町とこちらで、山の中腹以下の方からやるのかという事になるんですけど、長和町さんの方の、実状みたいな話しになるけれども、なかなかあちらも（シカの）生息密度が相当高いということで、山の上まで（長和町の方にシカの捕獲に）来ていただけないということがございます。これは23年度に霧ヶ峰でどのように活動するかという事も含め

て、長和町の方とも調整したいと考えております。

**【土田座長】**

23年度にいろいろ検討するということが、考えられているんですけど。広域捕獲につきまして何か他にありますか。

**【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】**

今年、ネットをはったり、いろいろしての結果を見ることになろうかと思いますが、いずれにしても霧ヶ峰の環境を考える上で、どうしても長和町との広域捕獲というものは、絶対避けられないと思います。これは、外輪山、稜線が鳥獣保護区になってます。それが境ですので、そこでのクリアしなければならぬ問題も、いろいろとあります。これは、とにかく絶対に積極的に進めていただきたいと思います。お願いします。

**【土田座長】**

他に何かご意見ございますか。捕獲につきましての説明をいただきました。なかなか捕獲をしても追いつかないという状況ではあるようです。広域的な捕獲体制等も必要となるというご意見もいただきましたので、その辺も含めて、更にご検討していただき、また捕獲の推進をするようにお願い致します。

それでは続きまして、資料3-3として、インターチェンジ商業会からの要望書が出ておりますので、ご説明をお願いいたします。インターチェンジ商業会の大内さんから、お願い致します。

**【霧ヶ峰インターチェンジ商業会 大内氏】**

資料3-3により説明。

**【土田座長】**

ありがとうございました。「高山植物を守る害獣対策協議会」というものを設立されたようですけども、今、商業会の方から、こういうご要望、ご意見が出ているんですけど、何か、事務局の方からございますか。

**【長田課長】**

資料はありませんが、いろいろとお話させていただきたいと思います。

霧ヶ峰におけるニホンジカの、ニッコウキスゲをはじめとする植生の被害につきましては研究者ですとか、観光事業者の皆さまから状況をお聞きしておりまして、私どもも深刻に受け止めております。そんなことから先ほど説明しましたような電気柵とかさうい

った守る対策、これは緊急避難的にやらなければならないということで、先ほども説明したところでございます。ただ、その一方で霧ヶ峰におけるニホンジカの個体数調整のための対策というものを合わせて、早急に進めていかなければならないということも大きな課題でございます。このため林野庁のモデル事業があるんですけども、ちょっと長いんですが正確に言いますと「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業」というんですけども、この林野庁のモデル事業の予算を活用させていただきまして、猟友会の協力を得まして、霧ヶ峰におけるニホンジカの捕獲を来年度から実施をしてみたいという考えをもっております。

ただ、現在まだ検討中ございまして、具体的なことは何も決まっておられません。また、関係の団体ですとか、市町村さんへの依頼ですとか調整は、これから行う予定ですので、まだ、皆さんに説明する段階ではございません。ただ、いずれにしましても、そういった関係団体等のご理解を得まして、実現を目指していきたいと考えております。また、ただ今農作物対策だけじゃなくて、やはり高山植物を守る対策のための捕獲が必要だというふうなご説明がインターチェンジ商業会さんの方からございましたけれども、霧ヶ峰協議会の方で捕獲頭数を市町村と調整して、ある程度目標を定めてやっていってほしいというご趣旨のお話もございました。今まで、農作物に向けていた目を、それだけじゃなくて、高山植物にも目を向けていただきたいという考え方は私どももその通りだと思っております。市長村の農林関係課の方にも、これからいろいろご相談をして、お願いをしていきたいと考えております。しかし、頭数を何頭ということ、協議会が決められるものなのかどうかはよくわかりません。いずれにしましても、霧ヶ峰における個体数調整のための捕獲というものを関係機関ですとか、関係団体の方と今後、調整をしながら何とか進めてまいりたいと考えています。

**【土田座長】**

それでは、ありがとうございます。ご意見等…はい。どうぞ。

**【林務課 前島課長】**

林務課から、ただ今ご提案していただきました内容につきまして若干補足といたしますが、細かなところにもなりますが、一応、話しておきたいと思っております。

最初に2ページ目、下の方で、各市町村の表がございまして、この中で、各市町村の平成21年度のニホンジカの捕獲ということで、状況のご説明をいただきました。郡内の、おそらく県内の殆どの市町村がそうだと思いますが、シカの個体数調整については、県が1頭あたりいくらという基準単価を基にしまして、各市町村に補助を致します。各市町村は、県の補助金に上乗せをして、地元猟友会に対して委託契約という形で捕獲をお願いしております。その経費、補助金の意味合いとしては、中に、「見回り」から「捕獲」、「止めさし」「死体処理」まで一式入った形で、猟友会をお願いしているという形のはずでございます。

ます。

ちなみに平成21年度、諏訪の6市町村で猟友会が実際に捕獲した頭数は、1291頭でございました。この表にあります頭数を足し上げると、ほぼその頭数になるかと思えます。この内、補助金の対象になったものは、必ずしも全部ではありません。実際に約500頭ほどは、実質、猟友会の手弁当で捕っていただいたと。猟友会として大変社会的な使命感をもって委託料以上に、踏み込んで努力していただいているところが現状でございます。

それから、次のページの上の方でございますが、**捕獲頭数そのものは、県で、各市町村に割り当てているわけではございません。補助金の対象頭数という意味では割り当てさせていただいております。**今年何頭捕りましょうという捕獲目標というものは各市町村の鳥獣対策協議会で協議をされていると思えます。

それから4行目にある「県から市町村に割り当てられた頭数を超えると法的な罰則」ということではなくて、「**猟期以外に捕獲として許可された頭数や場所、時期、これを超えて捕ると法的な罰則を受ける**」とこういうことになりますので、若干申し上げさせていただきました。

#### 【土田座長】

はい。補足を含めてお話をいただきました。それらを含めて何かご質問ございますか。

#### 【下桑原牧野農業協同組合 宮坂組合長】

今、ご説明いただきましたけれども、林務課の方にお聞きしたいと思います。先ほどの話だと、捕獲をする人が少ないので、これからできるだけ多くの方に捕獲をしてもらえるような体制をつくっていききたいという、こういう話をお伺いしました。先ほどの大内さんからの話で、捕獲をしようとして、いろいろな資格審査、他、安全に捕獲をするということも多分含まれていると思えますけれども、これをやるためには、いろいろお聞きしました話だと、簡単に捕れないんだなという印象でございます。安全面というのも、もちろんあるわけですから、その辺も十分考慮した上で、もう少し（狩猟者を）増やしていくという前提であるならば、簡潔といいますか、もう少し効率的に、この資格、また、このためにお金もかかるようでございますけれども、そういうことがもう少し配慮できないのかと思えます。その辺の今後の体制といいますか、捕獲をしていくための資格要件というものを見直していただいて、更にそういう捕獲をする人たちを増やす体制づくりについてご検討いただきたいと思います。また、お考えがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

#### 【林務課 前島課長】

狩猟者を増やすという取り組みがもっと必要でないかという話を頂戴しました。確かに、

現在、狩猟の免許を取って、それから狩猟登録を取ってということで経費がかかります。こういう制度設定は、その昔、狩猟者がいっぱいいらっしやった、趣味で、それこそもっと前は生業で捕るという方がいっぱいいらっしやった。そういう時代からの流れでこういう設定になっていると思います。県といたしましても、より簡単に捕獲ができるような体制にするために、経費の低減ができないか、もろもろの制度について、制限を避けられないかというような事で検討いたしております。予算的には補助の対象を広げるとか、今年度から猟友会の会員さんで、新たに獣害鳥獣捕獲に取り組む方には、ハンター保険等を助成するというふうな制度の見直しもやっております。それから、講習会等にかかる経費等も助成をしております。

基本的な制度設計がそこまで厳しいというのは、やはり危険な行為をするからというのが根底にございまして、銃を使う、それから罠にしても、取り扱いひとつ間違うと、これはやはり大型獣向けの罠というのは大変危険でございます。設置しても一般の方、ペット、家畜等の被害がないようなところに、十分注意して設置しなければならない。そして、一定の技術力、経験、これが要求されておりますので、おそらく免許制度そのものの根幹はおそらく変わらないんじゃないかと。後は、どれだけ簡単に一般の方がアクセスができるかということ。そういうような方向で私どもも県との話し合いもしておりますし、そういう方向で取り組みしていきたいと思っております。

#### 【霧ヶ峰インターチェンジ商業会 大内氏】

県の林務課に対して、苦情だとか文句はございません。とても、長野県中を見ながらよくやっただけなので、文句だとか苦情は言いません。私が言っているのは、各市町村がどのように考えて、市町村の予算を県からいただいた予算の上に上積みして、どのようにやるかということに長和町や富士見町などのやり方があれば、ここにあるように下諏訪、上諏訪、茅野のようなやり方もあると。私は各市の猟友会に文句を言っているんであって、これを農林課に何か言って事を変えるというような事は大変な事だから、こんないい協議会があるんだから、この協議会でビーナスライン沿線のシカの全体数を減らすと。これに対して我が協議会の責任というか、県庁とのつなぎわたしというか、もしくは主体である国定公園を管理している環境課というんでしょうか。このところで各市町村と県の林務課長さんと、ここ（環境課）の課長さんと話し合いながら、各市町村の農林課の指導ができないかということをお願いしているわけです。ましてや国定公園管理して、いろいろな面で、それこそ電気柵だ、踏み荒らしだ、そういうことを、それこそ大変な苦勞をしている環境課長に文句はありません。しかし、そこのお二人で話し合っ、各市町村の、特にビーナスラインに関する3市町村の農林課の指導をしてもらえないかと。

猟友会、猟友会と申しますけども、狩猟会に入っている方が50人いるとすれば、この1年間実働できる人は半数位しかいないんです。しかも、お年を召していらっしやるんです。ですから、霧ヶ峰まで飛んできて、我々生き物を殺すのは嫌なだけで、びくびくしてる

やつを、ドンと止めさしという形でやって下さるのには時間がないんです。今日いけるとかいけないとか、明日葬式だとか、婚礼だとか。それで、私どもで新しくつくります会では、諏訪市長の許可証と茅野市長の許可証をもっている専属止めさし人も用意してございます。ただ、捕獲頭数が決まらないんです。それをこの協議会で。

一つの例を申します。霧ヶ峰に土屋牧場という牧場がございます。そこのおばあさんが、シカを罠にかけて捕る気ではなくて、自分の自営の農作物を荒らされるのが嫌だから、そこらへんに罠を仕掛けておいたら、「あら、捕れちゃった」と、「また、捕れちゃった」というのが4月15日から11月15日までの間に80頭だそうです。猟友会の方に届けたら、おばあさんに罠貸してやったから、いいんじゃないかってことで、報奨金、奨励金を貰ったか、貰わないか、それは林務課も関係なければ、環境課も関係ないところです。そこらへんのところをちゃんと但してもらって。

私はツチャ牧場で、おばあさんが捕る気じゃなくても、「あ、かかっちゃった」というのが、有害獣（捕獲）期間に80頭という頭数捕れたのは、これは間違いないです。農林課へ行ったら、ちゃんと写真付きで日付入りで80頭分出てました。諏訪の農林課では、だから、私は、この3市町村合わせて国定公園下で高山植物だけを守る。郡として1000頭位の目標は立てていいんじゃないということで、1000頭位の目標を単に立てました。だけど、畑の場合は畑の方で、別に農林課と猟友会とで今まで通りやってくれてたらいいと思います。新たにやりましょうという事なんです。これには、どれくらいの苦労が必要かというのと、「止めさし」というのはどうしても、車で来てもらって（罠にかかったシカが）ぴくぴくしてるのを、我々殺せませんから、殺してもらいます。（止めさし料として）2000円かかります。後、運搬料ですね。ビーナスラインもしくは周りのところに軽トラを停めておいて、たいがい（？）もできないし、何もできないから、それを軽トラまで運搬します。500mでしょうか1kmでしょうか。何kg位のシカを運ぶんでしょうか。そのまま国定公園の中に埋めていい場所も4分の1位はあるそうだけど、4分の3位は、公園内は、そういうものは埋めてはいけないということになっているみたいです。だから、そこらへんは林務課に文句言うわけでもないし、国定公園、要するに環境課に文句言うわけでもないですけど。前向きに話してもらいたいです。この4月1日から始めたいと思いますから。何とかハッキリした数字をハッキリした答えを出してもらわないと我々苦労して罠の免許取って、止めさし人を決めまして、さあやろうという時に（捕獲頭数が）決まっていらないじゃ、決められた頭数だけ先に…そんなもの、ひよっとしたら、あっというまに捕れちゃうと思いますよ。その位多いです。多いですよシカは。本当に多いです。住んでるからわかります。多いです。たまに来る人にはわからないです。多いです。以上です。

#### 【土田座長】

何かございますか。

【林務課 前島課長】

ただ今、幾つかご指摘をいただきました。市町村によって補助金の単価が違うという事は確かに今回の大内さんの資料にもある通り事実でございます。やはりそれぞれ市町村の都合がございまして、私どもとしては、県から補助する補助金の運用については、これは当然チェックをしていただいております。なかなか各市町村のお考えというのがございますので、どこまで口が挟めるかというところもございます。当然、必要なところは、一緒をお願いしたいというところは、継続してお話していきたいというふうに思っております。

それから、また、土屋牧場さんということでお話もございました。シカにとって牧場の草なんかは、非常にいいえさ場なものですから、そこには、もう来たくてしょうがない。柵があるからその周りを回る。来たくてしょうがないところに、うまくセットできたので相当数捕れているということを知りました。猟友会等のプロの方に聞きましても、シカの獣道を見て、さあシカはどこに脚を置くのかというのを想定して罠をセットする。それも全く気づかれないように隠してセットをする。いざ、捕れた時には止めさしをどうする、雄ジカなどがかかるところは、罠を数メートルの半径で置きますし。雄ジカの角なんかにはひっかかりますと、それこそ大人でも吹っ飛ばされるので極めて危険です。そういう意味で止めさしの関係、それから（罠にかかったシカの）扱いも大変危険だということで、免許をもち、かつ技術力をもっている方は、もう猟友会しかいないという事で、従来、猟友会をお願いしてきました。

許可の制度としても、こと、シカに関しては、県で、特定鳥獣保護関係を作っております、「許可を受ける人は市町村」でございます。「市町村に対して許可を出す」。市町村は言ってみれば、いわば、被害者の代表という形で許可申請をするんですけども、実際に従事する方は、猟友会長の推薦が必要であるというふうにしております。ですので、猟友会員でなければ、なかなか現実に個体数調整には従事できないというのが、今の形になっております。

【長田課長】

続きまして、事務局の方から申し上げます。

大内さんからのご要望のポイントでございます、霧ヶ峰みらい協議会が主導的な立場で独自に捕獲頭数の目標を決めるなどして、市町村に働きかけをして、かなりの数の捕獲を進めるべきではないかという件に関しましては、前回10月に開催された協議会で、やはり守るだけじゃなくて個体数調整がどうしても必要だというご意見がたくさん出ました。その協議会の後から、地方事務所の林務課とも頻りに打ち合わせをしたり、あるいは市町村の農林担当課の方に私の方も足を何回も運びまして、いろいろと話をさせていただいてきました。その中で全然やっていないわけではなく、国有林の東俣とか、そういう所では、捕獲を実施しているようですが、確かに今まで、なかなか農作物を越えて霧ヶ峰の高山植

物に目を向けた捕獲というものに、本当に目が向いてたかという、なかなかそうじゃない状況があったようでございます。捕獲目標というのは市町村で決められるわけございまして、山で何頭、里で何頭と決めるという話は聞いておりません。要は霧ヶ峰においてもある程度の頭数の捕獲を実施していくということ、目標を決める市町村に対して、私ども協議会の事務局としてお願いをしたり、調整していくという事だろうと思います。その方向としましては、いろいろあると思いますが、後ほどご説明いたしますが、八島湿原等の湿原の環境に関する対策について市町村に対する要望活動も、協議会として初めて12月に行いました。そのような要望活動とか、あるいは行政同士でいろいろと知恵を出しあって進めていくという努力が非常に必要だというふうに考えておりますので、そんなことでやって参りたいと思います。

**【土田座長】**

インターチェンジ商業会の方も、4月1日から（シカ捕獲を）したいという話でございですが、もう時間もない中で、課長さんが言われたような調整が可能かどうか。一応、地方事務所と市町村との調整の結果を待っていただくことは可能でしょうか。

**【霧ヶ峰インターチェンジ商業会 大内氏】**

その調整をまっている間に、シカは新芽を狙って食べますから、早い内に4月1日あたりから、ちゃんとやりたいと。3市町村にまたがってますから、今年の計画で行くと、何頭でしょう、350頭ですか、400頭ですか、そんな数はすぐ捕れちゃう気がするんですけど。それで、粹、有害獣は3市町村で350頭、400頭これでいっぱいという事になったら、あとは密漁になったりするもんで。

いずれにせよ4月1日から始める覚悟でいます。それから、一番最後に予算のこと書いてありますけど、予算なんていらぬです。自分たちでちゃんと苦労してやりますから。ただ、捕獲頭数を何頭までいいよと、それを協議してもらいたいということで、お金の問題なんかどうでもいいです。

**【環境会議・諏訪 飯田氏】**

その事に関して、諏訪地区の鳥獣対策協議会は3月に開催されます。その時に決めちゃまずいですか。霧ヶ峰協議会は、それを決める協議会とはまた違うと思う。鳥獣対策協議会で決めればいいんじゃないですか、どうですか。

**【林務課 前島課長】**

諏訪地区の鳥獣対策協議会を3月に予定しておりますけれども、シカに関しては基本的に、各市町村が議論をします。地区の協議会では、全体の頭数を何頭にするかと数字を合わせるレベルですので。個別の打ち合わせともなれば、あくまで霧ヶ峰でどうするという

ことであれば、この霧ヶ峰協議会として方針を出していくことがふさわしいのではないかと考えております。

**【環境会議・諏訪 飯田氏】**

でも、趣旨として何頭殺すかは、本来この協議会には余り馴染まないと思うんですけど、いかがですかね。

**【八島高原荘 高橋氏】**

平成20年の3月に、山田隆地方事務所長が「諏訪地域のニホンジカ等野生鳥獣被害対策」という方針を出しています。そこに「霧ヶ峰高原の植生食害対策の取り組みについては、平成19年11月16日に設置された霧ヶ峰自然環境保全協議会において野生鳥獣対策について検討していきます」と書いてあります。ですから、検討すべきだと思います。

**【土田座長】**

そのあたりは、事務局でも承知の上でございますね。

**【長田課長】**

ニホンジカの個体数調整は霧ヶ峰の自然環境と極めて密接な関わりのある重要な対策になってくると思いますので、今、ご紹介のあった通りだと認識しております。霧ヶ峰においてどういうふうに対策とっていくかということ合意を形成しても、ただ合意を形成しただけでは進むものではございません。個体数調整の許可を出すのは市町村なり一部は地方事務所。町村は地方事務所長、市は市長ということであり、市町村の捕獲の計画に裏づけをされているという事だと思いますので、霧ヶ峰協議会で例えば何頭捕るようがんばるぞという事で合意形成をしたとしても、市町村の計画に盛り込まれたり、市町村の被害対策協議会でそれを理解していただかないと全く進むわけではありません。まず、霧ヶ峰協議会としてこんな方向で進めるよということ整理をさせていただいて、方針を決めていかなければならないということはもちろんですが、それと同時に市町村の許可との関係、捕獲計画との関係に対して調整をお願いして、実効性のある根拠をもつようにしていくという事だろうと考えております。

**【土田座長】**

協議会としても、これまで、捕獲に関しましては、不十分ではありますが、いろいろな対策なり提案をしてきております。今回具体的な話も出てきておるわけなんですけれども、今、課長さん言われたように、協議会として捕獲頭数の目標を設定すると同時に、実際にはボトムアップですけど市町の方からの予定というものを調整する必要もあ

て、両方の対応により可能になると思います。

いずれにしても、両者の調整の期間が必要になるわけで、今、商業会さんの方は4月1日からということを経済的に言っている中で、事実上そういう調整なり対応なりの可能性はどうなんでしょうか。

**【長田課長】**

たぶん、同時並行だと思います。商業会さんといいますか、高山植物協議会さんの方で、罾で捕獲を進めようということは、諏訪市でやるとしたら、市の許可が出ればできるわけです。猟友会との関係とか、許可などの手続きが済めば、それを止めるものではありません。ただ、目標を決めてその中で、全体としてやっていくということが必要となるので、それは、同時並行で私どもの方でやらなければならないと思います。私どもの調整が3月中に終わるかということ、これから、いろんな関係機関、団体と本格的な依頼、調整をしてまいりますので、「わかりました。3月中に私どもやります。」という事は、今の段階で申し上げることができない状況でございます。

**【土田座長】**

以上のような状況をご説明いただきましたが、何か他にご意見ございますか。

**【霧ヶ峰インターチェンジ商業会 片桐氏】**

ちょっと同じような話になってしまうんですが、シカの頭数、有害鳥獣としてのシカの捕獲頭数を増やすのは、市の捕獲課が申請して、市がその義務を果たすというふうになっているんですけど、その申請にあたっては猟友会に依存している。ということは、我々免許を持って猟友会に入らなければならないということになる。となると、また6000円かかるわけですね。シカ1000頭というのは、これ5000円ずつ払っていると500万円ですよ。自分たちは（お金は）いらないと大内さんは言っているけれども、大変な出費なんですね。それを覚悟でやろうとしているので、断らずに。お年寄りばかりいるという猟友会。来年から（シカを）捕るんじゃないかと言われてますけれども、その人達、今捕れなくて、来年捕れるんですかっていうことです。今、3市町村、合わせて今年500頭位かと言いましたかね。それが画期的に増えることってあるんですか。現実問題として、もっと真剣に取り組んでいかないと霧ヶ峰のニッコウキスゲが今年咲かなかったら、来年芽をふかないかもしれないですよ。そしたら、今後復活するのに100年から数百年かかるという説もあります。その時になって慌ててもしょうがないですよ。だから、何か方策はないのでしょうか。

**【土田座長】**

同じようなご意見でございますが。いずれにせよ、霧ヶ峰における個体数の目標を設定

することに関しましては、いろんな関係機関との調整も必要ですので、なるべく早く進めていただきまして、また、捕獲に関しましては、いろいろな方のご協力を得ることなので、なるべく早くお答えをいただけたらと思います。

【長田課長】

関連でちょっと申し上げたいと思います。ただいま、高山植物を守る獣害対策協議会さんの方から資料3-3で、ご説明がございましたが、その関連で数日前に獣害対策協議会さんの方から、私ども霧ヶ峰みらい協議会の事務局の方に、協議会に加入させていただきたいという申し出がございました。霧ヶ峰みらい協議会への加入につきましては、規約によりまして、構成団体の3分の2以上の賛成が必要です。先ほど、会の活動の趣旨等々、ご説明いただきましたが、会のメンバーは罫の狩猟免許を取得され、今後本格的に活動をされようとしている、そういう段階でございます。

本日ご出席の協議会構成団体の皆様も、ここで直ちに判断するという事はなかなか難しいのではないかと思いますので、本日は加入の申し出があったことを皆様にお伝えさせていただいて、その取り扱いについては今後、また御諮りをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【土田座長】

それでは、資料3-3につきましては、一応ここで終わらせていただきます。

【土田座長】

続きまして、報告事項に入ります。まず、報告事項の(1) 公園管理団体設立検討ワーキンググループの検討状況につきまして、事務局よりご報告をお願い致します。

【長田課長】

資料4「公園管理団体設立検討ワーキンググループの検討状況について」により説明

【土田座長】

来年度も何回かワーキンググループを予定しており、検討途中でございますけれども、本日いただきましたご報告につきまして何か、ご質問、あるいはご意見ございましたら、お願い致します。特にございませんでしたら、私からお願いがあります。

この公園管理団体に関しましては、皆様にも様々なお考えがあろうかと思っております。ワーキンググループの構成員の方にもお願いしてありますけれども、皆様からいただいた意見をまとめ、次回のワーキンググループの議論を深めたいと考えておりますので、賛成、反対、自分はこのように考えるなど、どのようなご意見でも結構ですので、また、様式等は任意で構いませんし、FAXでもメールでも結構ですので、3月末までに文書で事務局へご意見

等いただければと思いますので、その点よろしくお願い致します。

また、この資料も今日の配布で、すぐご意見をというわけにもいかないと思います。一応ハッキリした形でご意見いただければというワーキンググループの考えもございまして、文章で3月末までに事務局をお願いしたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。すみませんが、そのように是非ご意見をお寄せいただければと思います。

続きまして、報告事項（2）八島ヶ原湿原、諏訪市道における自動車の通行制限につきまして、諏訪市建設課よりお願い致します。

**【諏訪市建設課 塚田係長】**

今回ご報告させていただく内容につきましては、実は去年の内から（地方事務所の）環境課の課長さんや、係長さんからご相談があったこととございます。

当課としましても、市道であるということから、警察の交通課といろいろ協議を重ねる中で、今回ご報告させていただく内容となりました。尚、今回の対応につきましては、道路交通法による「規制的」な意味合いではなくて、当面、「案内的」、「願いの的」な意味合いで、看板を設置する内容になっております。その点をご理解いただき、お願いしたいと思っております。それでは内容につきましては、交通係長の池田係長の方から説明お願い致します。

**【諏訪市建設課 池田係長】**

資料5「八島ヶ原湿原 市道（48239号）通行制限看板設置（案）」により説明

**【土田座長】**

ただ今のご報告に対しまして、ご質問、ご意見ありませんでしょうか。

**【長田課長】**

事務局から、経過について説明させていただきます。実は、この市道の影響という事が従来から、いろいろと言われておりました。一つは、やはり観光客の通行の安全性という問題でございます。私ども去年、鹿柵の設置作業をする時に車で現地に集合しました、観光客の方が大勢、八島ヶ原湿原の周囲を散策されておりました。そうした時に私どもの車が行くと、すれ違いをする時には、歩行者が藪の中に踏み込んでいただいて待っていらおうという状況でございました。こういった事については観光客のイメージも良くないですし、安全性の確保という事も問題がございます。湿原の周囲に観光客が足を踏み入れて避けなくてはいけないため、いろいろな悪影響があるというのが一つの問題でございました。

もう一つは湿原への土砂流入です。この市道はジャリ道ですが、やはり雨が降った時とか、あるいは長い間には湿原に土砂が流入してしまうという問題がございました。

3つ目が、先程説明した来年度設置予定の鹿柵のゲートの関係です。できれば自動開閉のゲートにすることも検討していますが、自動車が通行するということになりますと閉め忘れの懸念がどうしてもございます。歩行者ですと開けてもらって通れば、自動的に閉まるといった方法もとれます。このような点からも諏訪市の建設課さんの方に、ご検討お願いしたところ、今、ご説明がありましたように、実質的に一般車両をシャットアウトできるようなやり方を前向きにご検討いただき感謝しているところでございます。

**【土田座長】**

はい。何かご質問、ご意見ございますか。

**【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】**

かねてからこういう処置が一番いいだろうと皆さん思っていたところですので、異存はありません。この中で「一般車」という考え方は、「公共の車を除いて」という考え方でいいんですか。

**【諏訪市建設課 池田係長】**

この道路の利用者としましては、牧野組合の皆さんですとか、道路を管理する行政ですとか。あとは、一カ所③の場所は T 字路になるんですが、これを降りたところにヒュッテ（御射山ヒュッテ）が一つあります。その利用客の皆さんですとか、そういった方を除くという意味で、「一般」というふうに表現をしています。

**【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】**

わかりました。こういう質問を、今したということは、この先に雪不知の沢の出口があり、そこにちょっと広い箇所がありまして、毎年ここ、旧御射山のヒュッテのあるところの入口と、雪不知の沢の出口のこのところに、非常に車が多く停まるんですね。特に雪不知の沢は山菜取りが多いです。ここに車停めている人に、大体お聞きすると、ほとんどが東信上田佐久地方から来る方です。ここは中へ入って他の植物を踏んでもらうと困るので、一応遠慮してもらってはいるんですけども。ここに4年前位までは、わずか生息していた県のレッドデータブックに載っている絶滅危惧種のミズチドリがずっとありました。しかし、ここ4年位、5年位になるか、ミズチドリは、そのために1本も出なくなってしまう所なんです。ですので「一般車」という、その程度で、この山菜採りの車が入るのを止められるかどうかは、ちょっと疑問です。

それと合わせて、こういう勝手な、わがままなお願いをしていいのかわかりませんが、今日、小和田牧野の藤森組合長さんが来ていらっしゃると思いますので、雪不知の沢の出口のちょっと手前は、小和田牧野さんの所だと思いますので、あそこへ何か、「山菜採りを禁ずる」とか何とか、地権者でそういうものを出してもらうという事は可能でしょうか？

非、何か一つ出してもいいと思います。あそこで、殆どヤマドリゼンマイを採るんです。それでどうも聞いてみると、業者に頼まれて採りにきたという方が圧倒的に多いんです。ですので、何かそんなこと書いていただくと、抑止力にはなると思います。そんな事をちょっとお願いしたいと思います。

**【小和田牧野農業協同組合 藤森組合長】**

今、三村さんの方からそういったご指摘を受けました。私どもも定期的にこの奥霧の小屋等を管理してますので、見回り等しているわけですが、シーズンの盛りには相当の台数が山菜採り等で入って、停めてはならないようなところに強引に車を突っ込んでね、山菜を採っているような姿をみかけます。

今、①②③の場所に看板を立てるという案が出ていますけれども、できればビーナスライン入り口の右折する辺りに「これ以降は、植物等の自然保護のために、八島ヶ原湿原側の通行はご遠慮願いたい」と、大きい看板を立てていただき、そして奥の方も、またそのような看板設置を進めていただければありがたいと思います。それと「山菜採り等ご遠慮願いたい」というような事については、これも我々牧野組合と関わっているところもありますので、その（道路の）左右のところについて検討して、そのような看板等の条件が適えば設置を考えていきたいと思います。

**【諏訪市建設課 池田係長】**

先程のご意見については、今、お手元にある（資料で）写真が3つついているところの、中央部分辺りに「ゲート設置予定地」という事になっています。場所的なものは私もよくわからない所がありますので、今後ゲートの運用状況ですとか、看板も今の段階でこういう形で設置しますが、検証じゃないが、皆さんの意見も聞きながら場所の変更ということも考えています。設置後もさらに検討してまいりますので、皆さんのご意見を伺いながら考えたいと思います。

**【諏訪地域自然保護レンジャー世話人会 三村氏】**

はい、わかりました。お願いします。

**【諏訪市建設課 塚田係長】**

ちょっと、付け加えさせていただきたいと思います。当初我々は、「規制」という方策を考えたんですが、果たして、許可車両的な扱いにしているのかという事で検討し、そこに書いてあります「通行をご遠慮ください」というお願い看板的な意味合いで、最初はやってみようと考えていますので、その点ご理解いただければと思います。

**【土田座長】**

また、許可車両の区分につきましては、調査の関係者もいますので、あらためて、事務局の方と市の方でご検討いただけたと思います。他に何かご意見ございますか。

**【霧ヶ峰パークボランティア連絡会 野口氏】**

霧ヶ峰パークボランティア連絡会 野口です。1年前位に、看板を願いしていましたが、ありがとうございました。一つ諏訪市さんに、お願いしたい事があります。この道路は多分 H18 年の水害の時に治していただいたと思うんですが、その後もう大分経ちまして、水溜まりが結構できます。ちょうど道幅一杯くらいの水溜まりができるんです。ここを、できましたら治していただければいいかなと考えています。

**【諏訪市建設課 塚田係長】**

実は、国定公園内を走っている道路でありまして、橋を渡った先位は、白ジャリ等を敷いて治している箇所もあります。国定公園内にそのような行為をした時にどうなるのか、またいいのかという問題等がありまして、またその辺は、環境課さんとも協議する中でやっていかざるをえないと思っております。

**【土田座長】**

そういう事でしたら、是非、あそこの所は非常に大変な状況ですので、前向きな対応をご検討いただき、改修していただけるような方向でお願いしたいと思います。

**【霧ヶ峰パークボランティア連絡会 野口氏】**

そういう形で、お願い致します。

**【長田課長】**

時間ない中で恐縮です。細かい事も含みますが、二点の質問です。看板を誰が出したのかということが分かるような、例えば「諏訪市建設課」という表示がされるのかどうかという点と。それから、諏訪市の観光課長さんも、今日お見えになっていますが、いろいろなガイドマップに地図が載っていると、その地図を見て行こうと思ってしまう方もいますので、「ここからは車両はご遠慮いただいています」とか、そういった観光面での案内についても工夫が必要かと思っておりますので、そんな事もお願いしたいという二点でございます。

**【諏訪市建設課 池田係長】**

諏訪市という文字が、この看板の支柱ポールに入ります。あえて、この看板の板面には入れないようにしました。ただ、諏訪市という文字が入りますのは間違いはないです。

**【諏訪市観光課 飯塚課長】**

観光課の方の観点からいきますと、霧ヶ峰の方のいろんな案内図等ございます。新たに刷り込む時には、設置した箇所を掲載させていただきます。

**【小和田牧野農業協同組合 藤森組合長】**

もし、可能ならば、「これより先は湿原への車による通行はお断りしたい」というような、沢渡の橋の手前あたりの幅の広い所に、車を置いてから行くような、そういう措置ができれば、それが一番いいと思います。その辺の事も、ちょっと検討してみてください。

**【土田座長】**

じゃあ、この件は一応終わらせていただきます。また関係機関でご調整を、お願いしたいと思います。

続きまして、報告事項（3） 自然再生推進計画等の進捗状況についてですが、最初の「自然再生推進計画策定調査の進捗状況」につきましては私の方から報告させていただきます。

資料6-1「平成22年度 霧ヶ峰自然再生推進計画策定調査報告について」により説明

以上でございますが、何かご質問、ご意見等ございましたらお願い致します。

**【霧ヶ峰ガイド組合 竹内氏】**

ガイド組合の竹内でございます。自然再生推進計画策定調査を今やっているところですが、この中で、私が是非要望したい事をこれからお話したいと思います。

今、シカ対策が非常に重視されておりまして、最後に残っている車山の肩周辺、それから、その北の方の外輪山、それから樹叢の脇の保護という形で、シカ対策が行われてきております。八島ヶ原の湿原も、もちろん含めてなんです。そこでニッコウキスゲが昭和30年代から今日にかけて、段々強清水付近から衰退してきてまして、今残っているのは垂直分布的に見ると、車山の肩から車山にかけての分布になっているかと、こんなふうに私は見ております。

そこで、今までいろいろ調査をしてきた各種団体だとか、研究者が土の上の状態だけを見て評価しておりますが、私はどうしても土の中の状態を是非検査をしていただきたいと、こんなふうに思っております。そこで、23年度の一つの方策として強清水から車山の頂上にかけての垂直分布的な面で土壌の検査を是非実施していただきたいとこんなふうに要望致します。検査する種目につきましては、特にダイオキシンの残留濃度を重視して検査をお願いしたいと思っております。

**【土田座長】**

予算的な面もございますし、人為的な面もございまして、現段階では、ちょっと何とも申し上げられません。ダイオキシンの話しもございましたが、土壌の調査等は重要な課題でございますけど。ともかくまた、ご検討させていただきます。他に何か。課長さんから何か、報告書について特にいいですか。

**【長田課長】**

まだ、(報告書は) 中間的なもので完全にまとまったものではございません。県は委託者でございますので、本日、研究会の方から今年度の研究成果の報告書、中間報告的なものをいただいております。また、見てみたいという方がいらっしゃれば、こちらの方にご連絡いただければ、見ていただくというふうな形にしたいと思います。まだ、中間的なものですから、特に皆さんに配るということまでは考えておりませんでした。そんな事でよろしいでしょうか。

**【土田座長】**

はい、そういうことで閲覧可能だそうですので、またご希望があれば、事務局の方へお尋ねいただければと思います。

すみません、ちょっと時間が過ぎておりまして、次の報告事項に移らせていただきます。

「霧ヶ峰の湿原の環境保全に関する要望 実施状況」につきまして、事務局より報告をお願いします。

**【長田課長】**

資料6-2「霧ヶ峰の湿原の環境保全に関する要望 実施状況」により説明

**【土田座長】**

はい、ありがとうございます。ただ今のご報告に対しまして何かご質問等ございますでしょうか。

引き続き実現するように協議会としても対応していきたいと思います。皆様もご協力を是非お願い致します。

では、続きまして、報告事項(4) 平成23年度 火入れの実施計画について、諏訪市生活環境課より報告をお願い致します。

**【諏訪市生活環境課 藤森係長】**

資料7「平成23年度 霧ヶ峰高原草原再生 火入れ事業実施要綱」により説明

**【土田座長】**

ありがとうございました。何か、ご質問等ございますでしょうか。  
この火入れ場所は、以前にやった場所と重なった部分もあるんですか。

【諏訪市生活環境課 藤森係長】

はい。この場所につきましては、H17、18年度に2年間をかけて火入れを実施している場所です。これをH23年度は1回でやりたいということになります。

なお、この場所の選定にあたりましては、H22年度の御柱祭の開催、実施によりまして、火入れが中止ということになりましたが、昨年度の火入れの実行委員会前に、できればこの場所をとる事で（火入れ）候補の一番手に挙がっていた場所です。

【土田座長】

何か、ご質問等ございますでしょうか。

これは、一般の方、特にボランティアとかを募集することはないんですか？

【諏訪市生活環境課 藤森係長】

はい。ボランティアの募集も、もちろん行います。

【土田座長】

一般の方も参加を…そうですか。

【諏訪市生活環境課 藤森係長】

はい。

【土田座長】

じゃあ、そういう事で、怪我などのないように、ご留意いただければと思います。

次の報告事項（5）各団体が実施した、又は実施する予定の事業につきまして報告がございましたら、お願い致します。近辺の事業につきまして何かございますか。

それでは事務局の方から何かございませんでしょうか。

【長田課長】

資料はないんですけど、事務局の方から一点ご報告させていただきます。霧ヶ峰のシカの対策、湿原の周りの鹿柵の設置の材料などにお金を使っていたかという寄付の申し出が県外在住者の方から、私ども協議会の事務局に参りました。会社の職場の仲間と申し合っていた貴重なお金があるので、是非、鹿柵の材料費などに使っていただければ有り難いというような、非常にありがたい申し出でした。

協議会は現在、会計がないものですから、検討するのでしばらくお待ちいただきたいと

回答しております。協議会で受け入れられなくても、何らかの形で受け入れる方法もあるかと思っておりますし、シカの方法費は、もう既に林野庁のモデル事業で手配済みでございますので、また、シカ対策で何らかのお金に使わせていただくという事で申し出者の方にも相談させていただきながら、有り難く頂戴をして活用していきたいと考えておりますことをご報告させていただきます。

**【土田座長】**

寄付をいただいたという事でございます。他に何か出席者の方からございますか。

**【小和田牧野農業協同組合 藤森組合長】**

はい。先程のシカの駆除について、ちょっとじっくりしないので、確認だけお願いします。罾によるシカの防除等については私は反対ではありません。限定された期間の中でシカを駆除して行くこと。だけど、今はそれが、ままならない、そういう厳しい状況でもあるわけです。罾をかけて、もし今の状況で、4月以降、「高山植物を守る害獣対策会」の方々が自主的にやると言うことになると、冬場の今は、まだまだ観光客等の出入りは少ないから安全面の配慮もそんなにしないでいいわけですけど、もしそれが、実現するような方向になった場合、観光客や一般の方々が入山している中で、そういった罾でのシカの駆除に対するよほどの安全策を試みていかないと、もし、この事をやっていく中で人的被害等が起こった場合の補償とか、そういった事が非常に大きな問題になるし、この協議会として責任を問われるような状況もあり得ると思います。

そういった事も含めた上で、慎重に審議していただいて。シカを駆除することは、これは即しないといけないわけであって、今の状況は霧ヶ峰一帯のあのシカを何とかしてほしいと、私も強く思う一人ではありますが、その方法たるや、ひとつ間違えると大きな問題に波及していくこともありますので。その辺を、お互い心していく必要がある。そんな事を私なりに一番心配しています。

**【長田課長】**

その点を事務局の方から、説明させていただきます。当然、そのような事を考えていかなければならないということで、許可が必要になってきます。二つございまして、一つは諏訪市さん、あるいは地方事務所の林務課で行う捕獲の許可、「個体数調整をする捕獲をする許可」です。当然、安全性の問題などがありますので、どこでもいいわけではなく、場所も多分限定的な許可が下りると思います。

もう一つは、私どもの管轄でございますが、「自然公園法に基づく許可」、罾も工作物に該当しますので、許可が必要となってまいります。また、関係の皆さんと、ご相談に応じていきますけれども、当然の事ながら、観光客の方から見える所ですとか、あるいは危険性のある場所、ハイカーが入り込む場所は、当然危険性が伴いますから、許可はできない

と考えております。

もう一つ大きな課題は、仮に猟友会さんとの協力が得られる場合に「罾による捕獲」と「銃による捕獲」と同じ時期に並列してやることは危険性が伴いますので、もちろんできません。そのため、時期を完全に分離する。例えば銃でやるときには、罾は申し訳ないですが外していただく、そういった安全確保の交通整理、調整が一番重要です。協議会の事務局として努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

【霧ヶ峰インターチェンジ商業会 大内氏】

注意看板の話をしていただけますか。ちゃんと立てます。

【長田課長】

現在、罾の設置について、県内で自然公園法の許可をしている例は多くはございません。当然安全性の確保のため、罾を設置する際には、看板を掲げていただいているというふうな事を聞いています。そんな事も含めて安全確保をしていくことになろうかと思っております。

【土田座長】

それでは、本日、全ての議題・報告を終了しました。次回開催予定について、事務局からお願いします。

【長田課長】

次回開催予定は5月下旬頃に、同じ場所で開催をしてみたいと思っております。決まり次第、早めにご連絡をする予定でございます。なお、年度が変わりまして、各団体におかれまして代表者の交代等があった場合は、事務局へご連絡を確実にいただけますように、よろしくお願い致します。

【土田座長】

ただいま事務局より次回については、5月下旬頃に諏訪合同庁舎にて開催したいとのご提案がありました。よろしいでしょうか。ご都合を是非つけていただければと思っております。よろしくお願い致します。

具体的な日程は決まり次第早めに皆様にご連絡させていただきます。また、その間におきましても必要に応じて部会や検討会の開催をお願いすることもあります。皆様のご協力をお願いします。また、本日をもって、各団体の代表者の方が交代される可能性があると思っております。今まで協議会のメンバーとして、いろいろご助力いただいた皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第14回霧ヶ峰自然環境保全協議会を終了させていただきます。どうもご苦勞様でございました。